

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

# ででこい!

第4号

【'11年2月12日】

頒価：カンパ制

編集・発行：麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団  
連絡先：〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F  
TEL: 03-3373-0180 FAX: 03-3373-0184  
フリーター全般労働組合気付  
Web: <http://state-compensation.freeter-union.org/> mail: [realitytour.st.comp@gmail.com](mailto:realitytour.st.comp@gmail.com)  
郵便振替：00130-9-282713 口座名：麻生国賠  
(他行からの振込 店名：〇一九店／預金種目：当座／口座番号：0282713)



期日前恒例となった地裁前情宣。写真は第4回期日(2010年12月6日)のもの。  
第5回期日は2月21日月曜日。時間は16時半と、夕方に設定されています。  
15時から地裁前情宣も行ないます。多くの方の参加をお待ちしています!

## 目次

p2 第4回 期日報告 / p4 地裁情宣前と交流会報告

p5 オーストラリアの抗議行動 - 権利と実践 -

p7 急募! 『公安条例TV』スタッフ 原告リレーコラム「鍋」 / p8 訴訟団日誌

# 12.6 第4回期日報告

今回の傍聴へ 31 名の方に参加していただきました。期日前には地裁前にて呼びかけ活動、期日後には傍聴者での集会を行い、多様な面々が集ったことで本件を超えた情報交換の場となりました。感謝申し上げます。次回以降も傍聴へご参加いただきますようお願い申し上げます。

(報告者：広田有香)

## 前回まで

被告国は、本件での 逮捕勾留状の発布 差押許可状の発布のいずれも、違法限定説 註1 を用い、国家賠償請求そのものが失当である、と主張した。一方の被告東京都は、まず本件を「無許可(集会、デモ)」と位置づけた上で、逮捕一連の行為について、何ら違法な点はないとした。第三回期日(前回)で原告側は、これら被告らの主張にたいし、以下の求釈明 註2 (抜粋)を行った。

### <不当逮捕について>

**被告東京都は、本件逮捕理由を「本件運動の参加者と通行人等とのトラブルの発生や交通秩序の紊乱が予想されたため」としているが、「トラブル」とは、いかなる状態を言うのか。本件では現実に、そのようなトラブルは発生していないのではないか。**

### <フリーター全般労働組合に行われた、警察官の立入・捜索差押について>

**労働組合の事務所に対する立入・捜索・押収は、憲法28条による団結権保護の観点から、あくまでも謙抑的でなければならないが、本件の如き軽微な事案で、敢えてこのような大々的な捜索押収を行った理由は何か。**

**被告東京都の回答内『差し押さえるべき物』に該当すると認められた物件16点」とあるが、各物件について、その理由(本件との関連性)を明らかにされたい。**

## 第4回期日

被告東京都は、原告側の求釈明への応答を陳述した。

そこで同被告は求釈明事項 について、「公安二課員らが、本件各事件の全容を解明する必要があると認めたことに何ら不合理な点はなく、本件許可状請求には違法がない」とする。

については、原告らが取調で完全黙秘したことを取上げ「本件の背後関係なども含めて全部を解明する必要があった」とし「不合理な点はない」と、する。また、パソコンの押収についても、「膨大な記録が保存されており、綿密な分析が必要であったことが認められたことから」行った、とした。

については、応答資料として「捜査差押物品一覧」を提出。ここで「差押品目」計16点と「差し押さえるべき物に該当すると認めた理由」を示した。同被告は、本件で組合関係者の「住所メモ」を差し押さえているが、この理由を「事件の犯行に至る経緯、原因、動機、背景、犯行の手段・方法、背後関係等に関係あると認められ」と記載する。同様に、労組によるイベントの「レジユメ」も差し押さえており、理由はこうだ。

**「デモで逮捕されたら「黙秘権」、「自己負罪拒否権」を行使、救援連絡センターに連絡するなど記載されていることから、本件各事件の犯行に至る経緯、原因、動機、背景、犯行の手段・方法、背後関係等に関係あると認められ、差し押さえるべき物の1・2 註3に該当すると判断した。」**

これに対し、原告訴訟代理人 大口昭彦弁護士は、次のように反論する。

**「そもそも当局が、ここに書かれているように「こういった認識・・・『黙秘権』『自己負罪**



法廷での原告団

拒否権』を行使することが問題だとして差押をした・・・のであれば、憲法否定にもつながることとなる。捜査機関は、憲法で保障されている「黙秘権」を認めていないということですか。

差押品目リストを見ると、「住所メモ」「機関紙」等、必要とは思えない品目も多数存在する。捜索の時間帯についても、被疑者の釈放直前であることから、これら必要性の無さは明らかだ。犯罪捜査に名を借りた情報収集である。今後、求釈明を再度提出します。」

傍聴席からは、「ちゃんと答えるよ！」という声が挙げられた。

### 報告者より

今回、東京都が行った捜査・差押において押収した物品のリストが公開された。同時に物品の差し押さえ理由が公開、「事件の犯行に至る経緯、原因、動機、背景、犯行の手段・方法、背後関係等に関係あると認められ」たため、と一律に記載されている。金太郎アメの如きその様相は、本件の事情を特別に考慮した形跡が伺えない。捜査機関からしても、ごく軽微な現行犯として処理された本件で「経緯・原因・動機・・・背後関係」を云々して名簿を持ってゆく・・・まさに公安警察の情報収集活動とも疑われる。

なかでも小冊子「生きのびるための労働法」が差し押さえられていたことには驚いた。過日筆者も手にとったが、労働で困ったときの対応

が細かく紹介されている紙面からはきわめて素朴な「生きる」というメッセージが伝わってくる。しかし被告は、これを「犯行に関係あるものと認め」押収した。つまりこれは、労働(法)活動を行いながら生きることを犯行として見なす、という公式見解であったと解釈できるものだろうか。今後明瞭となることを切望する。

註1 「違法限定説」・・・公務員の職務行為に関連して行った行為が違法であっても、それだけでは国家賠償法適用とはせず、更に当該公務員の故意・過失を要求する説。本件で被告国は「・・・裁判官がした行為に、是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、加え・・・裁判官がその権限の趣旨に明らかに背いてこれを行って者と認めうるような特別な事情があることを必要とする(最判昭57・3・12民集36巻213・216)」と、同説を援用。つまり、裁判官の令状が違法となるのはごく限られた場合のみであると、棄却を求める理由としている。また同説は、過去の国賠でも同様に多用されてきている。

註2 「求釈明申立」・・・相手方に対する曖昧な主張について、「はっきりと説明せよ」と裁判所に対して行う申立。釈明権は裁判所の権限に属する(民法149条)ので、当事者が裁判所の強制力に依頼して証言を引き出し、反論を有効に行うために必須である。なお、訴訟の原則は当事者の弁論のみによって成立するのが原則であるが、そうすると相手方が必要証拠を出さないなどの訴訟を遅延させるなどの弊害を行うこともあり(憲法31条等に反する)第三者たる裁判所には釈明権などの介入する権限が付与されている。

註3 被告東京都は第二回期日で、別紙資料「本件犯行に関係あると認められる物」として、本件捜査許可状「差し押さえるべき物」記載項目として、「1.機関紙、パンフレット、ピラ・・・2.計画、組織編制、名簿、住所録、ファックス・・・」等全47項目を示した。

# 地裁前情宣 と 報告集会

12月の穏やかな日差しの昼下がり、第4回口頭弁論期日に合わせて麻生邸リアリティツアー国家賠償請求訴訟団は恒例の地裁前情宣を行いました。チラシの受け取りがよくて追加コピーに走ったほどです。情宣に集まった参加者でマイクをまわし、運動つぶしの国家暴力装置が戦前の治安維持法から形を変え現在は公安条例として立ちふさがりすぎる不当性、公安警察の



情報流出で具体的に明らかになった思想弾圧警察の横暴ぶりの糾弾、訴訟団ニュースレター最新号の内容紹介、国賠訴訟勝利への決意など、それぞれの思いを訴えました。

閉廷後の報告集会では、原告フリーター労組の仲間のほかに、国賠ネット、新運転、キャノ

ン関連会社、一坪反戦地主会、ゆうメイト支援、選挙供託金制度違憲裁



判原告らが集まってくれました。弁護士からの法廷報告、原告からの一言のほかに、参加者どうして意見交換を行いました。霞ヶ関の喫茶店に場所を移し、それぞれの権利を守るための法廷でのたたかいが相互に支援・協力しあえるような取り組みについて話し合いました。

次回、第5回口頭弁論は2011年2月21日(月) 16:30より東京地裁721法廷にて開催されます。その前に15時から地裁前でアピール&チラシ配りも行います。夕方の時間帯に開廷されるので、これまで参加が難しかった方もぜひ傍聴にご参集下されば幸いです。

(報告者：徳永理彩)

## 公安動向

第4回口頭弁論、当日の警備公安警察の動き。

開廷前の情宣の際、地裁側歩道は地裁を背にして左に4人右に5人、公安委員会・警察庁前に2人。

よく見る公然部隊の刑事に外事三課の情報流出問題について尋



ねてみたが、苦笑いするのみで認否はなし。

「仕事の大半は、こうやって顔晒して現場に駆け付けることなの？」といった趣旨の質問には「仕事だからね」と答えた。いつになくサラリーマンの哀愁を漂わせていたのが印象に残った。



「あなたの国のデモの自由度は？」改め

## シリーズ「世界の街頭行動」

### オーストラリアの抗議行動

- 権利と実践 - (上)

デール・ミルズ

(翻訳: 徳永理彩)

### 国際法と抗議行動の権利

オーストラリアは他のすべての先進国と同じく国連加盟国であり、日本と同じように「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の締約国である。政治権規約第 21 条は以下の条文である。

「平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。」

日本や西ヨーロッパ、アメリカ合衆国など多くの国とは異なり、オーストラリアには憲法における人権条項あるいは人権法が存在しない。これが意味することは、言論の自由、集会の権利、基本的保障など基本的権利の法的保護が非常に弱いということだ。実際には、オーストラリアでは人権への基本的尊重が存在するが、それはなぜならオーストラリアが比較的豊かで政治的に安定しているため、深刻な政治的対立はめったに問題とならないからである。オーストラリアの歴史上暴動は起きてきたが、侵略されたことも内戦が起きたこともなかった。イギリス人による初期オーストラリアの植民地化は、甚大な破壊と人権侵害をオーストラリアの先住民族にもたらしてきたが、現在のオーストラリアの人口の

大半にとって基本的人権は通常の場合保護されている。

### オーストラリアの法律

公共での抗議行動に関する法律はオーストラリアの 6 つの州ごとに定められている。抗議行動を行うのに「許可」手続きを要件とする州と、「届け出」手続きを要件とする州がある。許可手続きとは、抗議行動を行うのに警察からの許可を得なくてはならないという意味である。通常の場合、許可は取ることができる。「届け出」手続きを採用する州の方がよりよい制度である。なぜなら抗議行動を行う集団はその一週間前に警察に通告すればよいだけで、警察はこれから実施される抗議行動を中止させる法的権力をもっていないからだ。

筆者はオーストラリアのニューサウスウェールズ州に位置する国内最大の都市シドニーに在住しているが、この州では「届け出」手続きが採られている。以下、筆者の参加してきたシドニーでの抗議行動における「届け出」手続きと、警察がいかにみずから課せられた法的規制をかいくぐるようとしているのかについて述べていきたい。

### シドニー(ニューサウスウェールズ州)の事例

届け出手続きは抗議行動参加者にとって最も有利である。なぜなら、警察が実施される予定の抗議行動に反対したいならば、最高裁に「禁止」命令を申請しなければならない。これは警察にとって明らかに高くつく手続きであり、仮に最高裁が抗議行動参加者側に有利な決定を下した場合(通常はそうなるのだが)、警察は政治的に体面を損なう可能性がある。最高裁に持ち込むよりも、警察は自分たちが望まない抗議行動を準備する人々にウソをついたり準備への威嚇を試みる。

抗議行動の大半は警察の反対を引き起こ

さないが、いくつかの事例が警察とのトラブルに遭遇する抗議行動の特徴を教えてくれる。多くの場合、警察は政治的に洗練された理由に基づく抗議行動には反対しない。警察は抗議行動が「秩序を乱す」から(特に交通に対して)、あるいは「常識」の観点から反対するのだと多くの場合主張する。「普通」の身なりをしていないフルタイムの活動家は、警察からの共感を得られない可能性が高い。アメリカの政府高官の訪問など「国際的」行事に際しては極度の警戒が取られる。

## ウィキリークス支援行動

(2010年12月)

ウィキリークスの主宰者ジュリアン・アサンジュ氏がイギリスで収監されることに反対する抗議行動があった。ウィキリークスのウェブサイトはオーストラリアの外交に関する情報を多く掲載していたことと、またアサンジュ氏がオーストラリア人であることから、オーストラリアで大きく取り上げられた。

シドニーの警察はアサンジュ氏の収監に反対するデモを中止させる決定を下した。オーストラリア政府がアサンジュ氏の収監を支持していることによって、デモにはエネルギーが注がれた。約 1000 人の抗議行動の一群には別の考えがあり、警察の阻止線に対して行進をやり抜いた。大半の抗議行動参加者はアメリカ領事館まで行進し集会を実現させたが、数名の逮捕者が出た。逮捕者のうち 3 名は交通妨害の名目で現場での罰金を科せられ、もう 1 名は警察官脅迫の罪名で起訴されている。(この件は継続中で、仮に有罪になった場合、当該は「法的失行を侵さないための保証金」[最長 5 年間の効力]あるいは約 8 万円の罰金が科せられる。)

### 「夜を取り戻せ」

2010年9月29日、女性が大半を占める約 400 人の一群がシドニータウンホールで集会を開いた。シドニータウンホールはシドニー

の抗議集会でよく使われる場所である。この集会を開いた「夜を取り戻せ」というグループは、女性たちが安全と思える夜を暗くなつてからの公共の場所で取り戻すことを目指している。集会のスピーカーには法学者のラリッサ・ベレントも含まれていた。

女性たちは数多くの行進の終着点として使われてきたマーティンプレイスまでデモ行進することを認められず、警察はその数をもって女性たちがマーティンプレイスまで行くことを妨げた。抗議行動参加者は歩道を歩くことを強いられ、歩道の半分しか歩いてはならないと言いつける警官すらいた。

地元警察によるこの対応は、抗議行動参加者への全般的な軽視と、抗議行動と集会が近代民主主義において重要であることへの認識が欠如していることを表している。

(以下次号)

### \* 著者紹介

デール・ミルズ(Dale Mills)氏はシドニーを拠点に弁護士として活躍するかたわら、シドニー大学大学院シドニー国際法センター修士課程で国際法を学んでいる。シドニーでの抗議行動に関する法律や実践についての情報は [www.sydneycopwatch.org](http://www.sydneycopwatch.org) を参照されたい。ミルズ氏への連絡先は [dalemills@cantab.net](mailto:dalemills@cantab.net) (英語でお願いします)まで。



ミルズ氏の運営するウェブサイト  
“Sydney Copwatch”

# 急募!

## 『公安条例TV』制作スタッフ

内容：公安条例廃止にむけて、問題を広く知ってもらうため、インターネットで放送するための動画を製作します。

年齢・経験不問。機材不要。服装自由。

『麻生邸リアリティツアー事件』から、まる2年。事件はすっかり過去の話。国賠訴訟団もだるくなってます。え、ちがう？ だるくなってない？ やるきまんまん？ あっそう。俺はもう飽きてきちゃってるんだよね！ 持久戦ってきついね。

そんなこんなで、国賠訴訟団は公安条例問題を広く知ってもらうための動画番組を製作します。ていうか、番組脚本はもうだいたいできてます。機材関係も体制できてます。あと必要なのは、やる気！ やる気だせ>俺。いやー！ もう、疲れちゃってんだよね実際。長いじゃん、この裁判。自分のことはよくわかってるつもりだが、ここまでグダグダになるとは思わなかった。この際、なんにも知りませーんっていう強力な新人が欲しい。募集！ 経験とか知識とかいらない！ なんもいらない！ ちょっとしたきまぐれでやってくれてOK！ 乞う連絡。

### 原告リレーコラム 其の一「鍋」原告A

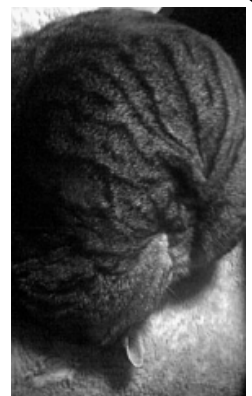
あれから2年。発達障碍診断。生活保護受給。うつ。引きこもり。闘う以前の問題が多いよ。

寒い冬だ。こんなときは、鍋でもやってやり過ごそう。

一人鍋は、具があまって、次の日も鍋をやる。するとまた新たな具を追加して、その次の日も鍋になり、一週間あまりも続く。エンドレス鍋。

友人宅では、味が変わってゆく、変態鍋をやった。水炊きから始めて、味噌味、キムチを入れてチゲへと変態する。

鍋の前で企んで、新たな年を。なんて呆けているとエジプトが...!。



愛猫のクロちゃん。  
「寒いので、体に毛布を巻いて椅子に座っていたら、膝に乗ってきました。」

# ★訴訟団日誌★

(編集部まとめ)

[2010年]

12月1日

弁護団会議/国賠ネット会議&忘年会

12月2日

取調べの可視化を求める市民集会

[http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/101202\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/event/101202_2.html)

冤罪被害者足利事件の菅家さん、泉澤さん・布川事件の桜井さん、杉山さんが取調べにおける脅迫・自白強要などの被害体験を話され、かつ取り調べの全面可視化について強く訴えられていました。本件国賠でも、取調べにおける警察官からの脅迫行為・黙秘権侵害等の被害を請求理由のひとつとしています。こうした被害を生む背景、司法制度にも注目していけたらと考えています。【広田】



12月5日

『新文学03』に『『麻生邸国賠』と街頭表現規制問題』(広田有香)掲載。入手希望者は訴訟団まで。「紀伊國屋書店新宿本店」「模索社」店頭でも取扱中。



12月6日

第4回口頭弁論

12月10日

『インパクション』177号に「公安条例の違憲性を徹底追及する」(張本勲)掲載。



12月17日

フリーター労組忘年会にて報告・アピール

[2011年]

1月21日

弁護団会議&新年会

2月2日

「バレンタイン国賠」の最高裁要請行動に参加

2月3日

『東京新聞』「こちら特報部」に原告園インタビュー掲載 麻生邸事件についても取り上げられる 国賠ネット定例会へ参加し当国賠の進行状況について報告

2月11日

弁護団会議

2月12日

ニュースレター『でてこい!』4号発行

【お知らせ】

国賠ネット総会が、2月19日(土)午後1時45分より、渋谷勤労福祉会館にて行われます。当国賠を含めた全国の国賠が参集し、報告し合います。年に1度の機会ですので、ぜひお立ち寄り下さい。

【編集後記】2011年になって最初の『でてこい!』です。遅くなりましたが(節分過ぎた!)新年の挨拶を申し上げます。前号から、海外での街頭行動事情を現地の人に聞いています。原告Aさんもコラムで触れていましたが、チュニジアから始まったイスラム国家の民衆のうねりは、目を見張るものがあります。ところで、イスラムの街頭事情ってどんなものなのでしょうか。そーいや原告園君はセネガルに行ったとか。いずれ現地の方の声を聞いてみたいものです。(ら)